

○まつもと文化遺産保存活用協議会設置要綱

平成30年6月4日  
教育委員会告示第9号

(目的)

第1条 この要綱は、松本市歴史文化基本構想に基づく歴史文化を活かしたまちづくりを推進するため、まつもと文化遺産の認定及び解除、保存活用策の検討等を行うまつもと文化遺産保存活用協議会（以下「協議会」という。）を設置することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 関連文化財群 歴史的・地域的関連性に基づき、一定のまとまりを持つものとして捉えられる複数の文化財をいう。
- (2) まつもと文化遺産 関連文化財群のうち、保存活用に係る具体的な事業計画を有するものとして、教育委員会が認定したものをいう。

(所掌事項)

第3条 協議会は、教育委員会の求めに応じ、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) まつもと文化遺産の認定及び解除に関すること。
- (2) まつもと文化遺産の保存活用策の検討に関すること。
- (3) 松本市歴史文化基本構想の見直しに関すること。
- (4) 関連文化財群の設定及び保存活用に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第4条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 文化財所有者
- (2) 地域住民代表者
- (3) 特定非営利活動法人等関係団体の代表
- (4) 商工・観光関係団体の代表
- (5) 関係行政機関の代表

(6) 有識者

(7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に、会長1人及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会は、会長が必要に応じて招集し、会長が会議の議長となる。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、事案についての説明又は意見を求めることができる。

(作業部会)

第8条 協議会は、関連文化財群の整理を行うため、必要に応じて作業部会を置くことができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、教育部文化財課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成30年6月4日から施行する。

(松本市歴史文化基本構想関連文化財群設定委員会設置要綱の廃止)

2 松本市歴史文化基本構想関連文化財群設定委員会設置要綱(平成28年松本市教育委員会告示第4号)は、廃止する。